

島根県報

令和元年6月28日（金）

号外第20号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則 (総 務 課) 2

【告 示】

島根県統計調査条例の規定による実地調査を行う統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式 (統 計 調 査 課) 3

庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正 (管 財 課) 4

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第3項の規定による身分証明書の様式 (環 境 生 活 総 務 課) 5

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3項の規定による身分証明書の様式 (") 7

国民生活安定緊急措置法第30条第4項の規定による身分証明書の様式 (") 9

特定商取引に関する法律第66条第6項の規定による身分証明書の様式 (") 11

不当景品類及び不当表示防止法第29条第1項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式 (") 13

食品表示法第8条第4項に規定する身分証明書の様式 (薬 事 衛 生 課) 16

島根県農業機械整備施設認定要綱の一部改正 (農 産 園 芸 課) 18

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正 (総 務 課) 19

職員の任免発令式の一部改正 (人 事 課) 19

【公企規程】

島根県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程 (企 業 局 経 営 課) 19

【公安規則】

工業標準化法の一部改正に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則 (警 察 本 部) 19

公布された条例等のあらまし

◇工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第19号）

1 規則の概要

工業標準化法の改正に伴う次に掲げる規則の規定及び様式の整理

- (1) 島根県個人情報保護条例施行規則
- (2) 島根県火薬類取締法施行細則
- (3) 島根県自然環境保全条例施行規則
- (4) 島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則
- (5) 島根県公害防止条例施行規則
- (6) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則
- (7) 島根県農業共済組合等検査規則
- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則
- (9) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則
- (10) 島根県港湾施設条例施行規則
- (11) ふるさと島根の景観づくり条例施行規則

2 施行期日

令和元年 7 月 1 日から施行することとした。

規

則

工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第19号

工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(島根県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第 1 条 島根県個人情報保護条例施行規則（平成14年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 5 号までの様式中「日本工業規格 A 4 判」を「日本産業規格 A 4 判」に改める。

(島根県火薬類取締法施行細則の一部改正)

第 2 条 島根県火薬類取締法施行細則（昭和61年島根県規則第63号）の一部を次のように改正する。

様式第20号備考中「日本工業規格 A 5」を「日本産業規格 A 5」に改める。

(島根県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第 3 条 島根県自然環境保全条例施行規則（昭和52年島根県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第10号裏面、様式第11号裏面及び様式第12号裏面中「日本工業規格 B 列 7 番」を「日本産業規格 B 列 7 番」に改める。

(島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成22年島根県規則第73号）の一部を次のように改正する。

様式第20号注中「日本工業規格 B 7」を「日本産業規格 B 7」に改める。

(島根県公害防止条例施行規則の一部改正)

第 5 条 島根県公害防止条例施行規則（昭和46年島根県規則第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則(平成14年島根県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式備考1中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A4」に改める。

(島根県農業共済組合等検査規則の一部改正)

第7条 島根県農業共済組合等検査規則(平成21年島根県規則第70号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号備考中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A4」に改める。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第8条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年島根県規則第69号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)15、様式第4号(注)5、様式第12号裏面(注)、様式第14号裏面(注)、様式第14号の2(注)6、様式第15号裏面(注)、様式第16号裏面(注)、様式第17号(注)4、様式第18号(注)4、様式第19号(注)5、様式第22号(注)6、様式第23号(注)3、様式第24号(注)11、様式第27号(注)4、様式第27号の2(注)4、様式第27号の3(注)2、様式第28号(注)11、様式第31号(注)2、様式第32号(注)、様式第33号(注)3、様式第34号(注)、様式第35号(注)11及び様式第36号(注)2中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A4」に改める。

(海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部改正)

第9条 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年島根県規則第84号)の一部を次のように改正する。

別記様式の(1)〔備考〕1及び(2)〔備考〕1中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A4」に改める。

(島根県港湾施設条例施行規則の一部改正)

第10条 島根県港湾施設条例施行規則(昭和39年島根県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

(ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部改正)

第11条 ふるさと島根の景観づくり条例施行規則(平成4年島根県規則第31号)の一部を次のように改正する。

様式第1号記入要領8中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

告

示

島根県告示第110号

島根県統計調査条例(平成21年島根県条例第9号)第6条第2項の規定により、実地調査を行う統計調査員その他の職員の身分を示す証明書を次のように定め、令和元年7月1日から施行する。

島根県統計調査条例の規定による実地調査を行う統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式(平成21年島根県告示195号)は、廃止する。

令和元年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

(表面)

第 号	島根県統計調査条例第6条第2項に規定する実地調査員証	
写 真	県指定統計調査名	
	職名及び氏名	
	生 年 月 日	年 月 日
	上記の者は、島根県統計調査条例第6条の規定により、実地調査をすることができる者であることを証明します。	
	有効期限	年 月 日
	年 月 日	
	執行機関	印

(裏面)

島根県統計調査条例（平成21年島根県条例第9号）（抄）
（実地調査）
第6条 執行機関は、県指定統計調査の正確な報告を求めるときには、当該県指定統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に関係者に対して質問させることができる。
2 前項の規定により調査を行う統計調査員その他の職員は、その身分を示す知事が別に定める証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
（罰則）
第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
(1)・(2) 省略
(3) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
(4)～(6) 省略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A7とする。

庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第 1 号別紙 1 注中「日本工業規格 A 4 判」を「日本産業規格 A 4 判」に改める。

附 則

この告示は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

島根県告示第112号

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成 4 年法律第53号）第17条第 3 項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、令和元年 7 月 1 日から施行する。

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第 3 項の規定による身分証明書の様式（平成12年島根県告示第 269号）は、廃止する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

(表 面)

	第 号
<p>ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 第17条第3項の規定による立入検査証</p>	
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; margin: 0;">(押出スタンプ割印)</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">写 真</p>	<p style="margin-left: 40px;">所 属</p> <p style="margin-left: 40px;">職 名</p> <p style="margin-left: 40px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日生</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">島根県知事 印</p>

(裏 面)

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律抜粋

(報告及び立入検査)

第17条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し報告を求め、又はその職員に、会員制事業者若しくは会員契約代行者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県が処理する事務)

第20条の2 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第23条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1)～(5) (略)

(6) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(7) (略)

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令抜粋

(都道府県が処理する事務)

第8条 法第10条及び第11条に規定する主務大臣の権限に属する事務（法第6条から第8条までの規定に係るものに限る。）並びにその事務に係る法第17条第1項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における会員制事業者又は会員契約代行者の業務に係るものは、都道府県知事が行うこととする。（以下略）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。

島根県告示第113号

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第5条第3項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、令和元年7月1日から施行する。

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3項に規定する身分証明書の様式（平成21年島根県告示第132号）は、廃止する。

令和元年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

(表 面)

		第 号	
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3項 の規定による身分証明書			
写 真	押 出 スタンプ	所 属	
		職名及び氏名	
		年 月 日生	
		年 月 日交付	
		島根県知事	印

(裏 面)

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律抜粋

(立入検査等)

第5条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定により特定物資に関し立入検査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に、当該特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所に立ち入り、当該特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第8条 この法律の規定による内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができる。

第10条 第5条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関

し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令抜粋

(地方公共団体が処理する事務)

第2条 法第3条、第4条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第5条第1項の規定に基づく内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務で、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、内閣総理大臣及び主務大臣が法第3条及び第5条第1項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

(1) (略)

(2) 特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者（小売業を行う者を除く。）で、その事務所等が一の都道府県の区域内のみに設置されているもの（前号に規定する者を除く。）に関するもの 当該事務所等の所在地を管轄する都道府県知事

(3) 特定物資の小売業を行う者に関するもの その事務所、事業場、店舗又は倉庫（以下この号において「事務所等」という。）の所在地を管轄する都道府県知事（その事務所等が指定都市の区域内に設置されている場合にあつては、当該事務所等の所在地を管轄する指定都市の長）

2 法第5条第2項の規定に基づく内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務は、前項の規定により同条第1項の規定に基づく内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務を行うこととされ、かつ、特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所がその都道府県又は指定都市の区域内にある都道府県知事又は指定都市の長が行うこととする。ただし、内閣総理大臣及び主務大臣が法第5条第2項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

3 (略)

4 第1項本文及び第2項本文の場合においては、法及びこの政令中第1項本文及び第2項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣又は主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。

島根県告示第114号

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第30条第4項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、令和元年7月1日から施行する。

国民生活安定緊急措置法第30条第4項に規定する身分証明書の様式（平成21年島根県告示第133号）は、廃止する。

令和元年6月28日

島根県知事 丸山達也

(表 面)

第 号
国民生活安定緊急措置法第30条第4項の規定による身分証明書
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>所 属</p> <p>職名及び氏名</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> </div> </div>
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>写</p> <p>真</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <p>押 出</p> <p>スタンプ</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>島根県知事</p> <p style="font-size: 2em;">印</p> </div> </div>

(裏 面)

国民生活安定緊急措置法抜粋

(立入検査等)

第30条 主務大臣は、第6条、第7条及び第11条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定物資を販売する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

4 第1項の規定により立入検査若しくは質問をする職員又は前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地方公共団体が処理する事務等)

第33条 この法律による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができる。

2 (略)

(罰則)

第34条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(3) (略)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

国民生活安定緊急措置法施行令抜粋

(地方公共団体が処理する事務等)

第4条 法第6条第2項及び第3項並びに第7条の規定に基づく主務大臣の権限並びにその権限に係る法第30条第1項の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務で、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、主務大臣が同項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

(1) (略)

(2) 指定物資を販売する者(小売業を行う者を除く。)で、その事業場が一の都道府県の区域内のみに設置されているもの(前号に規定する者を除く。)に関するもの 当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事

(3) 指定物資の小売業を行う者に関するもの その事業場の所在地を管轄する都道府県知事(その事業場が指定都市の区域内に設置されている場合にあつては、当該事業場の所在地を管轄する指定都市の長)

2 (略)

3 第2項本文の場合においては、法及びこの政令中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

4 (略)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。

島根県告示第115号

特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第66条第6項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、令和元年7月1日から施行する。

特定商取引に関する法律第66条第6項の規定による身分証明書の様式(平成29年島根県告示第628号)は、廃止する。

令和元年6月28日

島根県知事 丸山達也

第71条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1)・(2) (略)

(3) 第66条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第66条第2項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

特定商取引に関する法律施行令抜粋

第19条 法第7条から第8条の2まで、第38条から第39条の2まで、第46条から第47条の2まで、第56条から第57条の2まで及び第58条の12から第58条の13の2までに規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第6条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2、第54条の2、第66条第1項から第3項まで（同条第5項において準用する場合を含む。）、第66条の2並びに第66条の5第1項及び第2項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者の業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）に係るものは、都道府県知事が行うこととする。（ただし書 略）

2 法第14条から第15条の2までに規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第12条の2、第66条第1項から第3項まで（同条第5項において準用する場合を含む。）、第66条の2並びに第66条の5第1項及び第2項に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告（通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。（ただし書 略）

3 法第22条から第23条の2までに規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第21条の2、第66条第1項から第3項まで、第66条の2並びに第66条の5第1項及び第2項に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。（ただし書 略）

4～8 (略)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B 8とする。

島根県告示第116号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第29条第1項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を次のように定め、令和元年7月1日から施行する。

不当景品類及び不当表示防止法第29条第1項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式（平成30年島根県告示第90号）は、廃止する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

(表 面)

第 号
不当景品類及び不当表示防止法第29条第1項の規定による立入検査をする職員の身分証明書
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px; text-align: center;"> 写 真 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-right: 20px; text-align: center;"> 押 出 スタンプ </div> <div style="text-align: left;"> 所 属 職 名 氏 名 年 月 日生 年 月 日発行 </div> </div>
島根県知事 印

(裏 面)

不当景品類及び不当表示防止法抜粋

第2章 景品類及び表示に関する規制

第5節 報告の徴収及び立入検査等

第29条 内閣総理大臣は、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雑則

(権限の委任等)

第33条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～10 (略)

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第6章 罰則

第37条 第29条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法施行令抜粋

(都道府県が処理する事務)

第23条 法第33条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第7条及び第29条第1項の規定による権限に属する事務(同項の規定による権限に属する事務にあつては、法第7条第1項の規定による命令を行うため必要があると認める場合におけるものに限る。)は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、2以上の都道府県の区域にわたり一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあり、消費者庁長官(法第29条第1項の規定による権限について、法第33条第2項の規定により公正取引委員会に委任された場合にあつては公正取引委員会、同条第3項の規定により事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任された場合にあつては当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官、同条第6項の規定により証券取引等監視委員会に委任された場合にあつては証券取引等監視委員会。以下この項において同じ。)がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、消費者庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

2・3 (略)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。

島根県告示第117号

食品表示法(平成25年法律第70号)第8条第4項に規定する身分証明書の様式を次のように定め、令和元年7月1日から施行する。

食品表示法第8条第4項に規定する身分証明書の様式(平成27年島根県告示第256号)は、廃止する。

令和元年6月28日

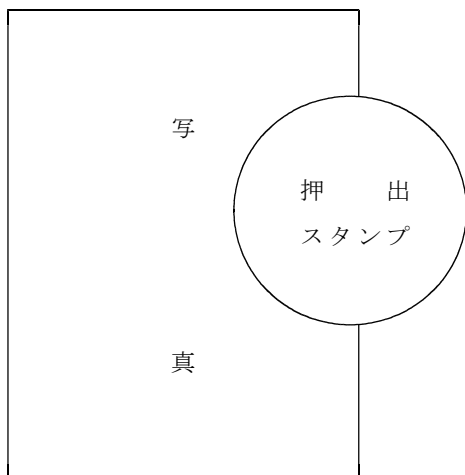
島根県知事 丸 山 達 也

(表面)

第 号

年 月 日発行

身 分 証 明 書



所 属

職 名

氏 名

上記の者は、食品表示法第8条第1項又は第2項の規定による立入検査等を行う職員であることを証明する。

島根県知事



(裏面)

食品表示法抜粋

(立入検査等)

第8条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 [略]

4 前3項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6～9 [略]

(権限の委任等)

第15条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2・3 [略]

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行うこととすることができる。

5 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。

島根県告示第118号

島根県農業機械整備施設認定要綱（昭和57年島根県告示第436号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

第2条中「全国農業協同組合連合会生産資材部農業機械課島根農機事務所」を「全国農業協同組合連合会耕種資材部中四国広域農機事業所島根農機事務所」に改める。

様式第1号備考中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A4」に改める。

様式第5号備考中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A4」に改める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

訓 令**島根県訓令第 1 号**本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第 1 号から様式第 7 号までの様式中「日本工業規格 A 4」を「日本産業規格 A 4」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

島根県訓令第 2 号本 庁
地方機関

職員の任免発令式（昭和32年島根県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第 2（注）3 中「日本工業規格 A 4」を「日本産業規格 A 4」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第 2 号

島根県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程

島根県水道用水供給事業給水規程（昭和52年島根県公営企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 3 条第 2 項」を「次条第 2 項」に改める。

様式第 1 号の 2 及び様式第 1 号の 3 中「日本工業規格 A 3 判」を「日本産業規格 A 3 判」に改める。

様式第 6 号中「第 16 条関係」を「第 15 条関係」に改める。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

工業標準化法の一部改正に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

島根県公安委員会委員長 樋 口 忠 三

島根県公安委員会規則第2号

工業標準化法の一部改正に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第1条 特例施設占有者の指定等に関する規則(平成19年島根県公安委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第5号から様式第11号までの規定中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

(聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第2条 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成9年島根県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第17号までの規定中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

(島根県道路交通法施行細則の一部改正)

第3条 島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

様式第3号中「日本工業規格B列6番」を「日本産業規格B列6番」に改める。

様式第4号中「日本工業規格A列5番」を「日本産業規格A列5番」に改める。

様式第6号から様式第8号までの規定中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

様式第9号中「日本工業規格B列6番」を「日本産業規格B列6番」に改める。

様式第10号から様式第17号まで及び様式第20号から様式第32号までの規定中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

(放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則の一部改正)

第4条 放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則(平成17年島根県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第7号まで、様式第9号、様式第10号及び様式第12号から様式第15号までの規定中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

(放置違反金の納付命令及び徴収等の手續に関する細則の一部改正)

第5条 放置違反金の納付命令及び徴収等の手續に関する細則(平成18年島根県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

様式第3号中「時」を「とき」に、「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

様式第4号から様式第8号まで及び様式第10号から様式第14号までの規定中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

(運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正)

第6条 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第2項第1号中「日本工業規格X6225」を「日本産業規格X6225」に改め、同項第2号中「日本工業規格X0605」を「日本産業規格X0605」に改め、同項第3号中「日本工業規格X0208附属書1」を「日本産業規格X0208附属書1」に改め、同条第3項中「日本工業規格X0201」を「日本産業規格X0201」に、「日本工業規格X0211」を「日本産業規格X0211」に改め、同条第4項中「日本工業規格X6223」を「日本産業規格X6223」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。